

様式

平成26年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	総務文教委員会
参加委員	池田総一郎 半田大介 金子和夫 井沢信章 宮下省二 三井和哉 西沢逸郎 久保田由夫 委員長、副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

老朽化・耐震化が心配される公共施設の維持管理について、公共施設のマネジメントに早い段階で着手し、具体的に動いている長崎市の取り組みについて視察を行った。尚、上田市では平成26年度を目途に公共施設白書を作成する見込み。

2 実施概要

実施日時	視察先	長崎市
平成26年7月2日(水) 15時00分～16時30分	担当部局	資産経営室
視察事業名	長崎市公共施設マネジメント	
報告内容	<p>1 視察先の概要 長崎県の県庁所在地である長崎市は、面積406.47k㎡を有し、九州北西部に位置する人口約43万4千人の中核市である。 市域面積の13.1%の市街地に人口の約78%が住み、市街地人口密度は7,900人/k㎡と過密になっている。</p> <p>2 視察先の特徴(内容) (1)公共施設マネジメントに取り組む背景 ・人口減少と過大な施設 ・施設の老朽化 ・厳しい財政状況 以上を踏まえ、公共施設を時代の「変化」に対応できる、長崎らしい身の丈に合った施設へと「進化」させるために、次世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直す取り組みとして「公共施設マネジメント」を進めている。</p>	

現在

2040年推計

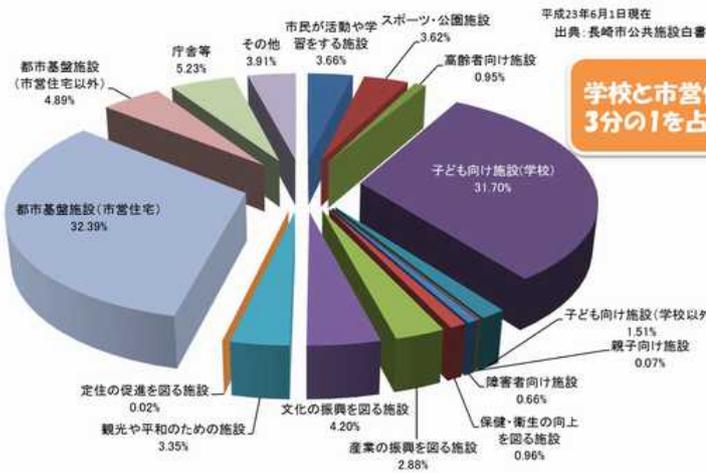


15~64歳の人口割合が最も減少

65歳以上の割合が増えて、働く世代・子どもの世代の割合が減っていくんだ！



長崎市の公共施設の内訳



学校と市営住宅がそれぞれ3分の1を占めるね！



建物の経過年数別床面積割合



30年以上経過
51%

およそ半分の建物が30年以上経過しているね。



上記3つの図は、長崎市役所 HP より抜粋。

(2) 公共施設白書の作成

最初に公共施設の現状把握と分析を行うために、全庁的な施設調査(建物・土地)の行政財産に加え普通財産も対象とした(企業会計は別)。

調査対象：行政財産 1,749 施設、普通財産 803 施設

公共施設白書を平成 24 年 2 月発行。

(3)基本計画の策定(平成 24 年 3 月発行)

公共施設白書に基づき、公共施設の効果的・効率的な管理運営を推進する方針「長崎市公共施設マネジメント基本計画」を策定。

(4)マネジメント進捗と今後のスケジュール

5 段階に分けて推進

施設ごとの現状分析と評価

コストシュミレーション、用途別適正化方針策定、保全計画策定

地区別計画の策定

施設別計画の策定

地区別計画と施設別計画の推進

(5)組織について

平成 23 年度 担当係設置

平成 24 年度 長崎市公共施設マネジメント推進会議設置

平成 25 年度 専任部署設置

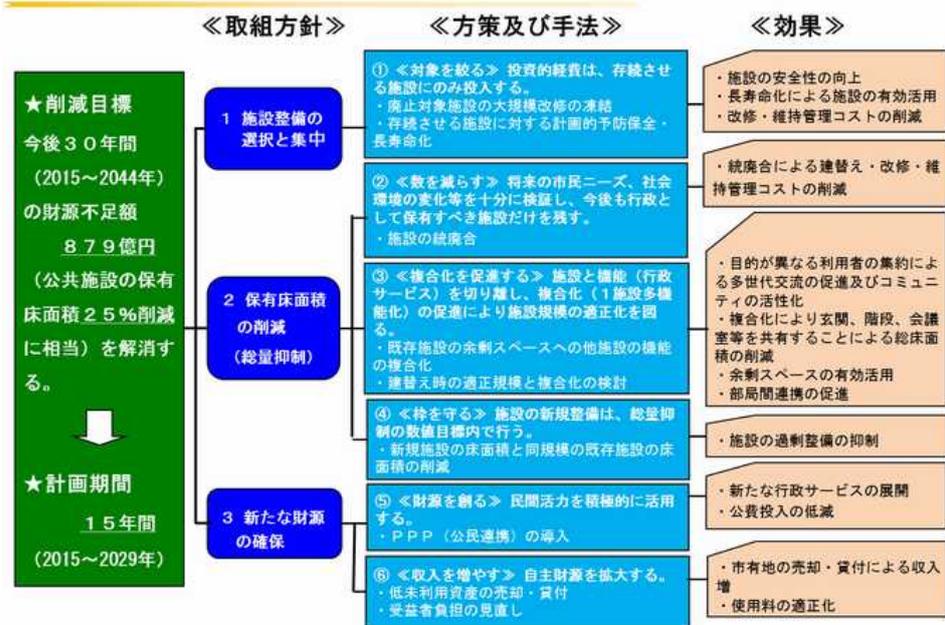
平成 26 年度 市長直轄組織となる(資産経営室 12 名)

(6)現在の取り組み状況

コストシュミレーションと再築費用推計

・建て替え周期 60 年、大規模改修周期 20 年とした場合・財源不足 879 億円 = 公共施設保有床面積 25%の削減へ。

長崎市公共施設の適正化方針の基本的な考え方



上記図は、長崎市役所 HP より抜粋。

(7)公共施設マネジメント推進プロジェクト

次世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直す仕組みとして推進。

施設の複合化・多機能化へ。

考察

(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)

(1)公共施設マネジメントに取り組む背景

長崎市に限らず、人口減少が進む中での、公共施設の老朽化は大半の地方自治体が抱えている課題である。

上田市においても約 600 近くある公共施設について、40%近くが築 30 年以上となっている。

(2)の公共施設白書について

上田市でも今年度を目途に作成する予定であるが、長崎市の場合は当初から各部局同じシステムを活用し、統一した様式で施設管理台帳を作成していたことから、他自治体よりも取り組みやすい環境にある。

上田市では各部局の電子データ化や統一したシステムを導入したほうが今後の取りまとめ、更新には都合がよいのではないかと。

公共施設白書作成から(3)(4)の取り組みとなる。

(5)の組織について

公共施設マネジメント推進プロジェクトは他部門を横断的に管理推進しなければならない点、市長直轄の組織が展開していることから長崎市の重点課題の 1 つとなっている。

(6)(7)の 公共施設マネジメント推進プロジェクトと現状

今後 30 年間で 879 億円の財源不足を示した上で、具体的に全体(各部門一律ではなく、それぞれに対応)で公共施設床面積 25%減少させるという(実態把握からシュミレーション分析そして)計画目標が示され、さらに、施設の複合化・多機能化を目指し、一部施設で住民への説明が始まっている。「総論賛成、各論反対というのは、まだ総論がしっかり説明されていない、理解されていないといえる」と話した資産管理室長の言葉が印象に残る。

今後、上田市がもっと積極的に取り組まなければならない重要な課題であり、公共施設白書の作成はそのスタートである。



視察の様子

視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

様式

平成 26 年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	総務文教委員会
参加委員	池田総一郎 半田大介 金子和夫 井沢信章 宮下省二 三井和哉 西沢逸郎 久保田由夫 委員長、副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

平成 24 年 7 月に滋賀県大津市で中学生がいじめを苦しんで自殺するという事案が起こり、全国的にも、いじめ問題に対する関心が高まった。今ほど子どもたちの命を守り、人権意識を高める取り組みが求められているときはない。表に現れるいじめだけでなく、SNS を介した人目につかないいじめが急増している現状から、多久市の「いじめ等問題行動対策委員会設置条例」制定の取り組みについて視察した。

2 実施概要

実施日時	視察先	佐賀県多久市
平成 26 年 7 月 4 日 (金) 10 時 ~ 11 時 30 分	担当部局	教育委員会 学校教育課
視察事業名	多久市いじめ等問題行動対策委員会設置条例	
報告内容	<p><u>1 視察先の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none">・佐賀市の西方 25 km に位置する多久市は昭和 29 年に「昭和の大合併」により発足。・人口は平成 26 年年 5 月 1 日現在、約 20,000 人。 昭和 45 年には 26,785 人であった人口が年々減少している。・かつては炭鉱の町として栄えたが、現在はすべて閉山し、その跡地は工業団地として再生が図られている。・就業人口は 第一次産業 9.6% 第二次産業 27.38% 第三次産業 62.01%・多久市出身の著名人の中には「サザエさん」の原作者、長谷川町子氏がいる。 この他、大相撲力士の天の山など。	

2 視察先の特徴

今回の視察で伺った内容は「いじめ」に関するものだが、この他にもたとえば、平成 25 年度から市内全域で小中一貫校を展開している。6・3制ではなく4・3・2制を敷き、子どもたちの発達段階に応じて5年次より教科担任制も取り入れている。

また、学校・地域・家庭の三者が連携して子育てに責任を持ち、同じ方向で教育に取り組もうという「共育」を掲げ実践している。教育長の熱い思いと行動力が市域全体に広がっていることを感じた。

そのほか、「多久学」という多久市が輩出したい人について学び、



多久市議会 山本議長による歓迎の挨拶

地域への愛着を持てる子どもを育成するだけでなく、孔子の教えである論語から「恕の心」をまとめた論語カルタを教育実践に取り入れていることも大きな特徴である。

3 視察事項について

多久市の「いじめ等問題行動対策委員会設置条例」の設置までの経緯だが、平成 24 年 7 月に起きた大津市の中学生いじめ自殺事案を受けて、翌年 6 月、国では与野党 6 党が「いじめ防止対策推進法」を成立させた。

多久市では国の動きよりも早く、大津市の事案が起きた翌月 8 月 1 日に臨時教育委員会を開き、「いじめ自殺を無くすために何ができる？ 公教育のあり方は？」と題して協議が開催された。この中で、「原因究明をすればするほどその学校の過失責任を立証してしまうというジレンマが現場にはある。過失責任主義の賠償法制が学校や教育委員会と遺族との間の壁になっていることは現実として私たちが自覚しなければならない問題である。」とした。

それから 2 か月後の 10 月 1 日には「多久市いじめ等問題行動対策委員会設置条例」が施行されている。もちろん、この条例は全国で一番早くできたものだが、条例名の中に「いじめ等・・・」の「等」が入っているのは、いじめだけに限らず子どもたちの問題行動全般に対応するという意志の表れだと中川教育長は強調していた。

市の対策委員会は 5 名で構成されており、弁護士、学識経験者、臨

床心理関係者、警察関係者、PTA 会長がその構成員の肩書である。いじめ問題に対応するとき、法曹界や刑事に詳しい人を入れておく必要があるし、心のケアの問題もあるために臨床心理学者が構成員になっていることは特筆すべきことである。

それだけではない。小中一貫校を行っている多久市の学校でもそれぞれ個別に「学校いじめ防止対策委員会」が設置されている。事案が発生した時に学校単位で即座に動ける体制ができている。こちらは8名で構成されている。婦人会長、区会長会長、市PTA 連合会会長、小学校部保護者代表、民生委員、スクールカウンセラー、スクールサポーター（元警察官）及び学校長である。

学校で起きたいじめについては

児童生徒が在籍する学校へ通報、その他適切な措置をとる。

いじめの事実確認を行い、その結果を当該学校の設置者に報告。

いじめを受けた児童生徒・保護者への支援やいじめを行った児童生徒への指導や保護者への助言を継続的に行う。

いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。

いじめが犯罪行為に及ぶときには所轄警察と連携して対処し、必要に応じて所轄警察署に援助を求める。

などが規定されている。

なお、全市の学校では校内のいじめに関して毎月一回、アンケート調査によってその認知に努めている。

平成25年度には小学校、中学校ともにそれぞれ6件のいじめ事案があったが、今年度の状況は集計されていない。

また、いじめ事案の解決（いじめが無くなり謝罪があった状態）から解消（被害児童が元の状態に戻ったことが確認される状態）まで、1か月を経過観察期間とし、文書による報告を義務付けている。



視察の様子

考 察

(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)

いじめはその様態が多岐にわたり、視認できるものとLINE などネット上の書き込みによる視認できにくいいじめがあり、現在は後者が増加傾向にある。

核家族化や子どもが自室を持つようになって、ネット上のいじめは親でさえ認知しにくい状況になっている。

多久市の「いじめ等問題行動対策委員会設置条例」に見られるように、上田市でも各分野の専門家が入った対策委員会を作るべきと思うが、先述したネット上でのいじめにも対応できるように、委員にはインターネットに精通した専門家の登用が望まれる。

何よりも子どもたちの遊び感覚で行った行為が、当事者にとっては自らの命を絶たなくてはならないほどの苦痛を感じ、自死を選択してしまうことはいたましいことである。

いじめの形態は時代の変遷とともに形を変えていくものなので、細かいことを規定する条例ではなく、時のいじめ等問題行動対策委員会の裁量を大きなものにする条例が望ましい。

さらに、子どもにネット環境を与える保護者もいじめの責任を負わなければならないということもPTA や学校からしっかりと発信する必要がある。



多久市役所前にて

視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと